

買受適格証明について

農地が競売や公売の物件となっている場合、入札に際して裁判所・国税局等から買受適格証明書の提出または呈示を求められることがあります。

買受適格証明書は、農地法第3条または第5条の許可が得られる見込みがあることを示すものです。競売の参加希望者は農業委員会へ買受適格証明願を提出し、審査の結果、許可要件を満たすと判断された場合に証明書が発行されます。

手続きに要する期間や必要な書類は、取得後の利用目的や物件の所在地によって異なります。

なお、買受適格証明書は農地法の規定に基づく許可書ではないため、落札後に改めて農地法第3条または第5条の許可申請が必要になります。

○提出書類

1	買受適格証明願
2	競売（公売）を実施する旨の公告があったことを示す書面
3	（耕作を行う目的の場合） 農地法第3条許可申請書類一式
	（耕作以外の事業を行う目的で、物件が市街化調整区域の農地である場合） 農地法第5条許可申請書類一式
	（耕作以外の事業を行う目的で、物件が市街化区域の農地である場合） 農地法第5条届出書類一式

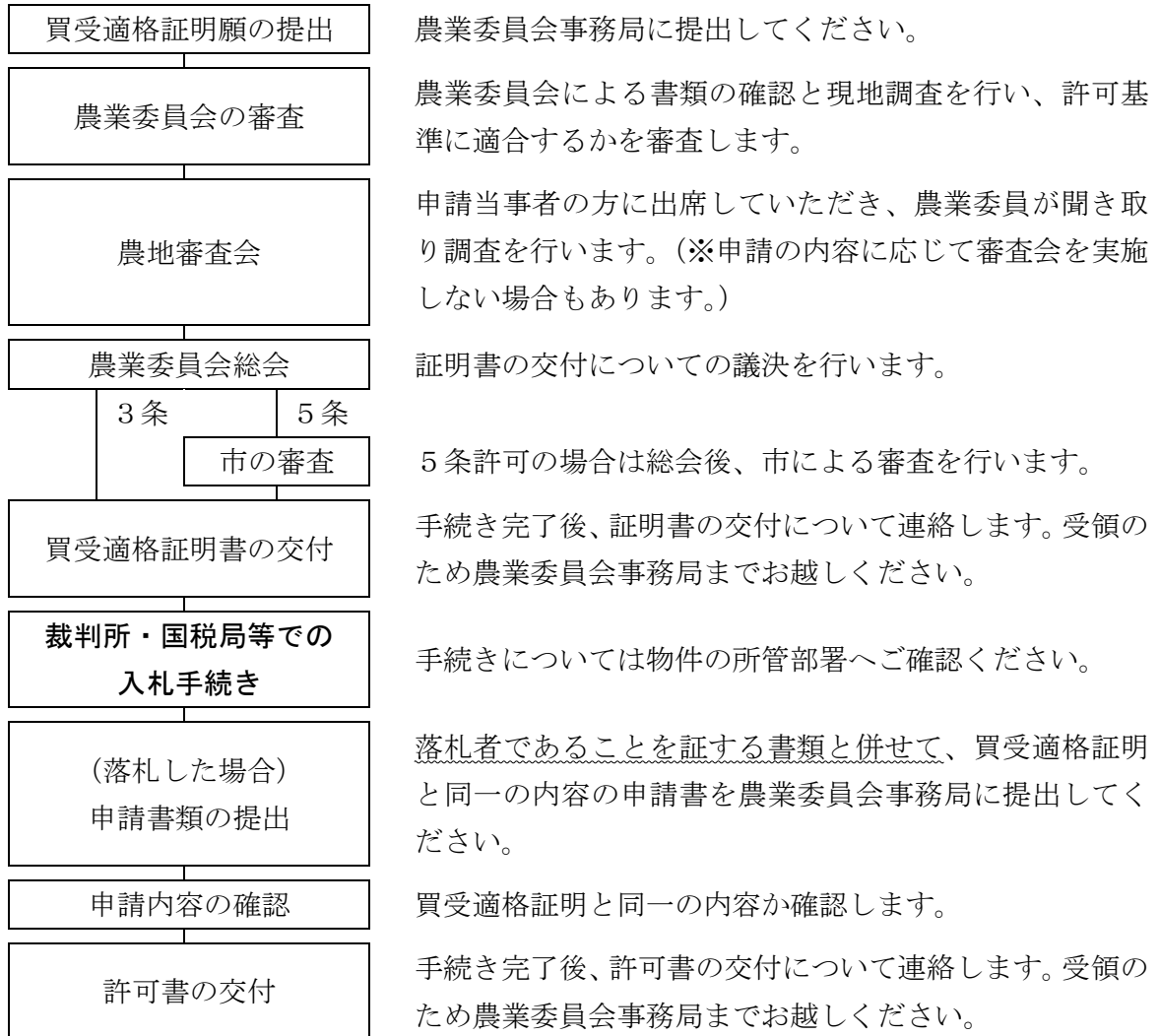
部数は各2部必要です。

3の書類については、取得後の利用目的や物件の所在地によって異なります。詳しくは各手続きの担当者にご確認ください。

○締切日と交付までに要する期間の見込み

	締切日	締切日から交付までに要する期間の見込み
耕作を行う目的の場合（3条許可）	毎月末日	4週間程度
耕作以外の事業を行う目的で、物件が市街化調整区域の農地である場合（5条許可）		6週間程度
耕作以外の事業を行う目的で、物件が市街化区域の農地である場合（5条届出）	毎週月曜日	1週間程度

○落札後も含めた手続きの流れ（3条・5条許可の場合）



※5条届出の場合は手続きの一部が簡略化されます。

問合せ先 豊橋市農業委員会事務局 ☎0532-51-2950
豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 西館3F